

VIII 学校法人の寄附行為（変更）認可申請にあたっての留意点等

学校法人の寄附行為（変更）認可申請 にあたっての留意点等

平成29年12月22日

高等教育局私学部私学行政課



文部科学省

MEXT

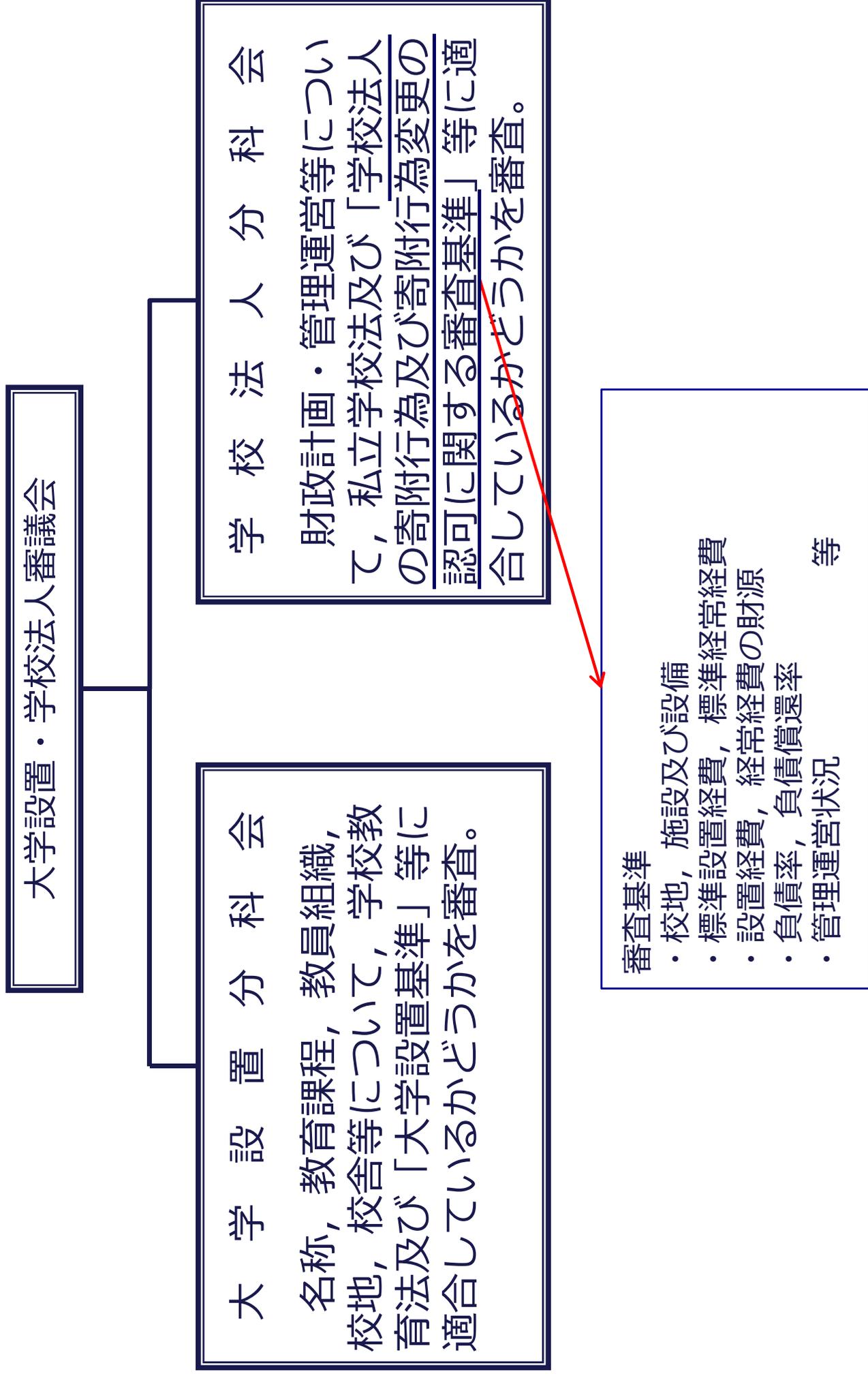
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要	1
2. 申請手続等の流れと審査スケジュール	11
3. 学校法人分科会による審査の概要	12
4. 寄附行為（変更）認可後の財政状況，施設等整備状況調査（アフターケア）	15
5. その他手続き等	16
6. 申請書類作成上の留意点等	20
参考資料	22

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要



(1) 審査基準のポイント

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし、一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

P3 参照

【標準設置経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

【標準経常経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

→H29.10.2付(29文科高第581号)において通知済み。

③ 設置経費、経常経費の財源

P3-5 参照

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率、負債償還率

P6-7 参照

【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

P8-10 参照

- ◇学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと等

⑥ その他 (学生確保の見通しにかかる調査)

P11 参照

- ◇学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されていること。

(2) 標準設置経費, 標準経常経費と設置経費

- ◇大学等の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転共用する既存施設・設備があれば, 当該施設等の簿価分を含めて「標準設置経費」以上。
- ◇大学等の開設年度の経常経費は, 「標準経常経費」以上であることが必要。
- ◇設置経費・初年度経常経費の財源は, 申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。

	創設費 (設置経費, 経常経費)	転共用
校地	〇〇〇百万円	
校舎(基準内)	〇〇〇百万円	〇〇百万円
校舎(基準外)	〇〇〇百万円	〇〇百万円
図書	〇〇百万円	〇〇百万円
設備	〇〇〇百万円	〇〇百万円
経常経費 (原則初年度分。大新のみ。)	〇〇〇百万円	

校舎(基準内)と設備のそれぞれについて, 創設費と転共用の合計額が「標準設置経費」以上。

開設年度の経常経費は, 「標準経常経費」以上

「創設費」の合計額に相当する財源を, 申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。

(3-1) 設置経費の財源の確認

設置経費等の財源は①申請時に、②寄附金、資産売却収入、その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることが必要。

①申請時

<大学新設案件>

- ◇ 開設前々年度の10月末までに財源を保有していることが必要。
- ◇ 開設前々々年度（31年度開設は28年度末）の貸借対照表にて財源を確認。
- ◇ 6月末の追加書類提出時に改めて、それ以降の支払い等に係る自己財源の保有状況を確認。

<学部等新設案件>

- ◇ 開設前々年度の3月末までに財源を保有していることが必要。
- ◇ 開設前々々年度（31年度開設は29年度末）の貸借対照表にて財源を確認。

②負債性の無い自己資金等

- ◇ 借入金により調達した寄附金は設置経費として認められない。この場合、寄附者が行った借入に限らず、その原資が借入れによるものである場合も設置経費として認められない。
- ◇ 設置経費相当額の財源を保有している場合には設置経費等の二分の一を超えない範囲で借入金 を充てることが可能。

(3-2) 設置経費の財源の考え方

- ◇設置経費の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で一定の要件を満たすものでも可。

貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート（基本的な考え方）

① **【現金預金－（流動負債＋第4号基本金）】**が設置経費を上回っているか。

上回っている

上回っていない

② 流動負債の中の科目（前受金を除く。）と資産の部に計上している科目が対応している場合は、それらを除いた上で**上記①**が設置経費を上回っているか。

上回っている

上回っていない

③ 設置経費の支払時期までに現金化出来る有価証券（注1）がある場合、それを財源に加えた上で**上記①**が設置経費を上回っているか。

上回っている

上回っていない

財源を、負債性のない自己資金等で保有している。

財源の説明がつかない。
(注2)

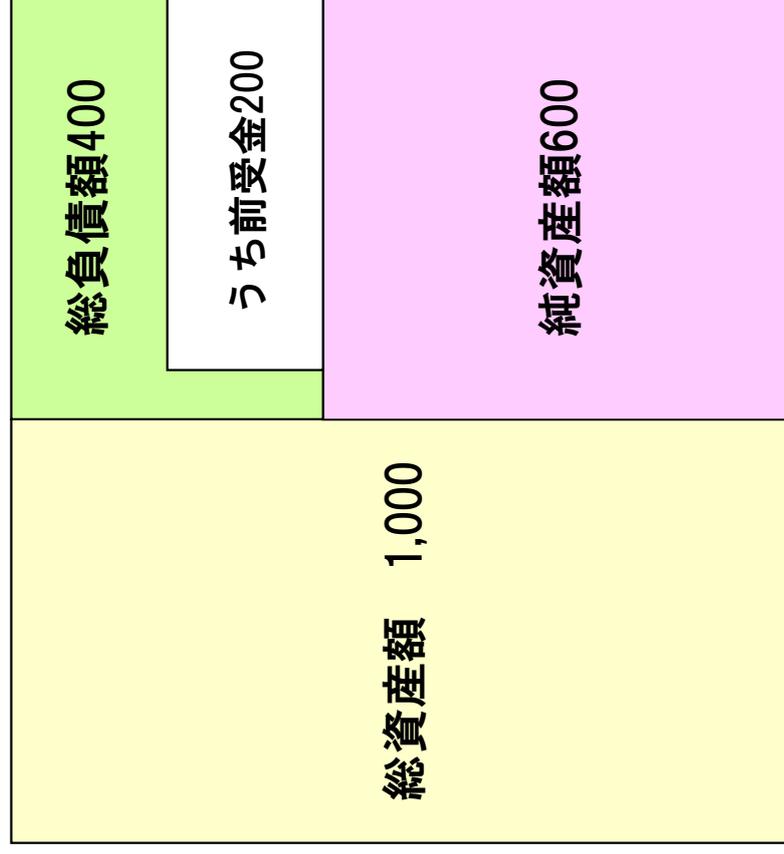
(注1) 審査基準第一の(十)の才（財源の保有形態）に留意が必要。

(注2) 第4号基本金に対応した資産や設置財源に充当できる特定資産を保有している場合は、個別にご相談いただきたい。

(4) 負債率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債率」は、「総資産額」に占める「前受金を除く総負債額」の割合。
- ◇ この「負債率」は、日本私立学校振興・共済事業団が毎年度作成している「今日の私学財政」に掲載されている「総負債比率」や「負債比率」とは算出方法が異なるので留意が必要。

1. 貸借対照表の状況



2. 負債率等の算出方法

① 負債率（審査基準）

総資産額に占める前受金を除く総負債額の割合

$$(\text{総負債額}400 - \text{前受金}200) \div \text{総資産額}1,000 \times 100 = 20\%$$

② 総負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

総資産額に占める総負債額の割合

$$\text{総負債額}400 \div \text{総資産額}1,000 \times 100 = 40\%$$

③ 負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

純資産額に占める総負債額の割合

$$\text{総負債額}400 \div \text{純資産額}600 \times 100 = 66.7\%$$

(6) 管理運営体制等

① 管理運営体制

大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整備されていることが必要

- ア 理事長の資質
 - ・業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験
- イ 理事体制の整備
 - ・理事相互間の情報及び意見交換の機会の十分な確保
- ウ 他の学校法人の役員との兼職の制限、役員の構成（教学側の意向が適切に反映される構成）
- エ 監事の支援体制の整備
 - ・業務や財務に係る情報提供、内部監査部門等との情報共有、監事業務をサポートする人員の配置
- オ 管理運営上必要な諸規程の整備（以下参照）
- カ （偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請する場合、再発防止のための必要な措置 など

<学校法人の管理運営上必要な諸規程の例>

【組織・総務関係】

組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（接受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程

【人事・給与関係】

就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程（支給する場合）、教職員給与規程、役員退職金支給規程（支給する場合）、教職員退職金支給規程、旅費規程

【財務関係】

会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程

など



② 管理運営状況，事務処理状況

学校等の管理運営において，適正を欠く事実がないことが必要。この場合，以下の事項に留意。

- ア 法令に基づく登記，届出，報告等の適正な実施
- イ 役員間，教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還，その徴収する掛金，公租公課の支払状況
- エ インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

<管理運営体制，管理運営状況，事務処理体制についての留意点（主な指摘例）>

- 役員，評議員の構成が特定の親族や高齢に偏向
- 監事の職務執行状況や監事を機能させるための支援体制・取組が不十分
- 役員が法人の運営状況を把握するための体制が不十分（理事長の出勤状況，理事・監事の理事会等への出席状況，理事会の開催頻度，理事会・評議員会の遠隔地での開催など）
- 役員，評議員の選任方法が不適切（遡及した選任，理事会等の承認を経ずに選任など）
- 理事会，評議員会の運営が不適切（開催順序の誤り，書面による持ち回り，理事会，評議員会の同時開催，白紙委任など）
- 学校法人と理事長個人が利益相反行為にあたる契約を締結
- 資金管理が不適切（関連法人への不適切な担保提供，書面による確認のないままの債務保証など）
- 財務関係書類等の備え付けが遅延，作成すべき書類が未作成
- 法令や寄附行為に基づく登記の不備（代表権の登記，資産総額変更登記など）
- 財務関係書類の利害関係人への閲覧（閲覧対象書類，閲覧の対象者）が不十分
- 財務状況の一般公開（ホームページへの掲載）が未実施又は不十分
- 休校中の学校等や休止中の収益事業について，今後の取扱いが未定

③ 財務状況等

大学等を設置する学校法人にふさわしい財務状況等が確保されていることが必要。
この場合、以下の事項に留意。

- ア 収支バランス，ストックの状況，及び各種財務関係比率の状況
- イ 財政計画の作成状況
- ウ 寄附金，補助金の収納状況

<財務状況等における主な指摘例>

- 事業活動収支差額がマイナスの状態で継続
- 事業活動支出に対する教育研究経費の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い（低下傾向にある）
- 学生生徒等納付金に対する経常経費支出の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い
- 負債率や負債償還率が高い
- 収支の均衡を前提とした中長期的な財政計画の策定・実施等，財政基盤の安定確保
- 既設校の定員未充足の改善
- 補助金の確実な収納
- 設置経費の財源として適当と認められる寄附金であることの説明

(7) 学生確保の見通しに係る調査（説明）における留意点

- 入学定員や学生確保の見込み数について、以下の観点ごとにデータ等に基づき分析され、合理的に定員が設定されているか。
 - ・新設学部等の趣旨目的，教育内容等
 - ・新設学部等の分野の動向
 - ・中長期的な18歳人口の全国的，地域的動向
 - ・競合校の状況
 - ・既設学部等の学生確保の状況（大幅な定員割れがある場合は，その原因分析を踏まえた新設学部等の見込み）学校法人の管理運営上必要な諸規程の例
- 学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。
 - ・学生確保の取組の具体的計画
 - ・見込まれる効果
- 高校生対象アンケートを行う場合の留意事項。
 - ・調査実施時期は，申請直前ではなく，申請者による大学等設置に向けた構想段階の時期である。
 - ・アンケート対象は，アドミッションポリシーや受入実績等と整合する。
 - ・アンケート対象者に対して必要な情報を明示している。
 - ・設問は，入学の意思を確認できる設問となっている。
 - ・調査結果を踏まえた分析が適切に行われている。
 - （入学意思を示した回答数が入学定員を下回る場合は，入学定員を上回る入学希望者が確保できる見込みについて，他の情報と合わせた分析が必要。）
 - ・アンケートの実施主体は，必ずしも第三者であることを要しない。
- 「学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類」
→平成29年度申請分から大学設置室への申請書類とは別の書類になります。

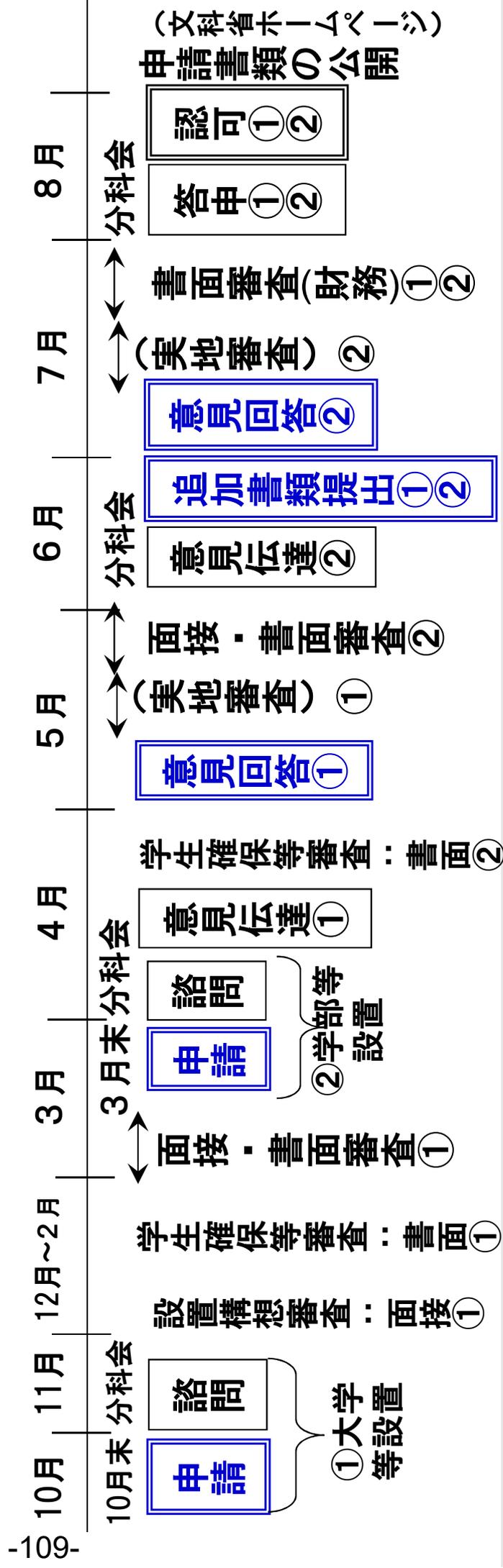
2. 申請手続等の流れと審査スケジュール

◇大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可の申請書類は、

- ①大学等を設置する場合、開設年度の前々年度の10月末
- ②大学に学部等を設置する場合、開設年度の前々年度の3月末

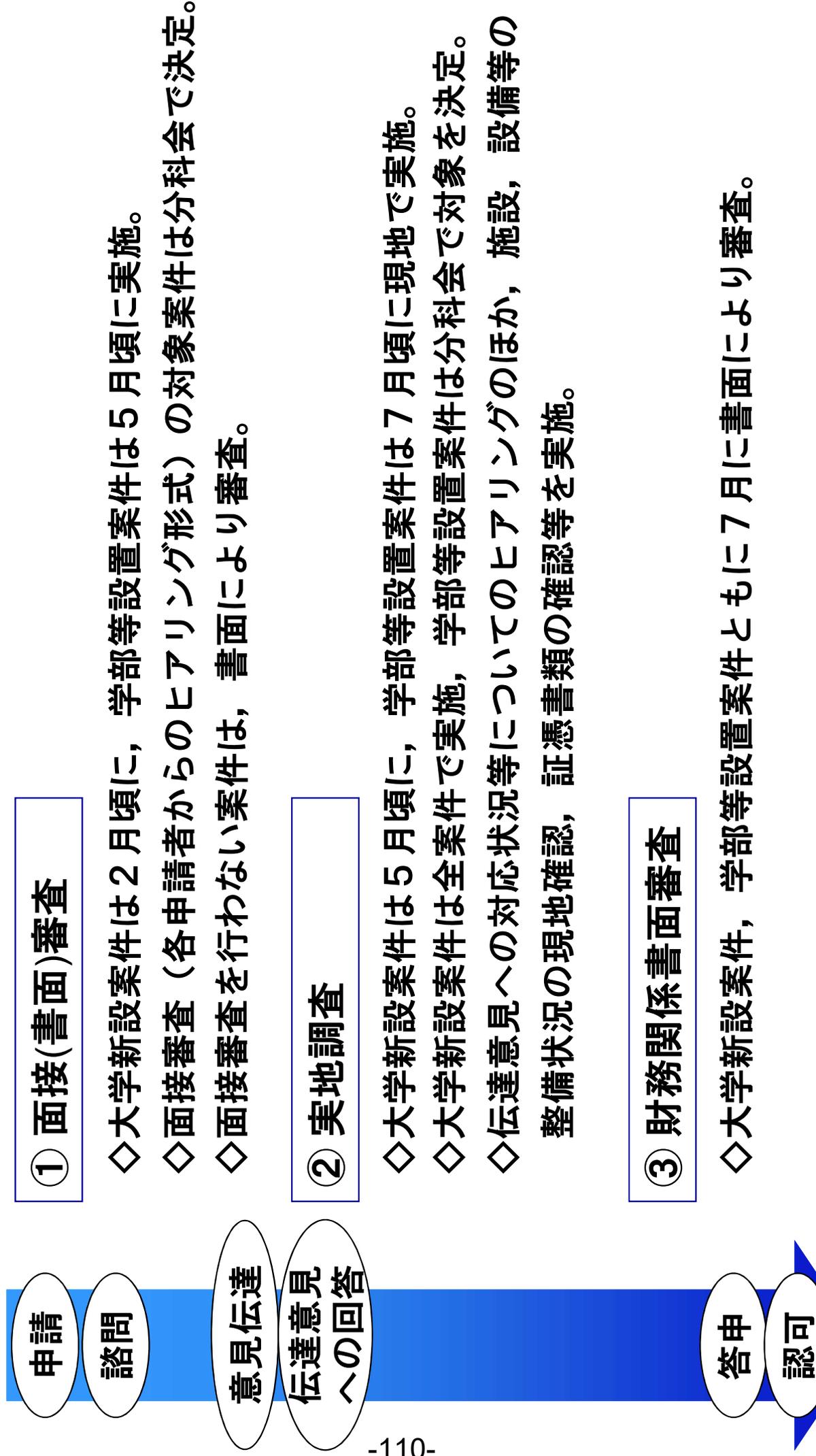
に加え、前年度6月末に追加書類を提出。

【一般的な審査スケジュール(学校法人分科会)】



3. 学校法人分科会による審査の概要

(1) 審査の方法等



④ 設置構想審査（大学新設のみ）

- ◇ 審査の最初の段階で、理事長（予定者）及び学長予定者を直接面接し、設置の理念など設置構想の根幹的な事項について審査。
- ◇ 地元自治体から大学への期待や連携への意識等を確認。
- ◇ 大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同で実施。

⑤ 学生確保等に係る審査

- ◇ 学校法人分科会で審査を実施。
- ◇ 必要に応じ、大幅な定員未充足が生じた場合の財務計画や教育研究への影響、対応方針・方策（いわゆるリスクシナリオ）について書面により確認。

4. 寄附行為（変更）認可後の財政状況、施設等整備状況調査（アフターケア）

①調査の趣旨

- ・認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し、併せて学校法人の経営の実態及び施設・設備等の整備の進捗状況を把握。
- ・学校法人の健全な経営の確保のための指導・助言。

②調査対象法人

原則として、設置後完成年次に達するまでの間の学校法人。

③調査方法

- ・書類調査，実地調査のいずれかの方法で原則として毎年度1回実施。
- ・実地調査は，法人新設，大学・短期大学新設等の場合に，設置学部等が完成年次に達する年度に実施。（必要がある場合はその都度実施。）

④調査内容

留意事項の履行状況，施設・設備の整備状況，役員の就任状況，事務組織の整備状況，入学者の状況，資産及び収支の状況 など

⑤調査結果の報告等

調査の結果，学校法人に対し指導，助言すべき事項がある場合は，学校法人分科会の議を経て，学校法人に通知し，調査結果を公表。

※26年度調査から従来の留意事項・その他意見を ①是正意見，②改善意見，③その他意見の3区分に再編。

(1) 都道府県知事を経由した申請

以下の申請は、都道府県知事を経由して行うことが必要。（私立学校法施行令第2条）

- ① 大臣所轄法人が知事所轄学校を設置する場合の寄附行為変更の認可申請
- ② 知事所轄法人が大学等を設置する場合の寄附行為変更（組織変更）の認可申請
- ③ 合併の当事者が知事所轄法人で、合併後の法人が大臣所轄となる場合の合併認可申請

(2) 申請書類の公開

- ◇ 学生等の消費者保護を図るとともに、より透明な設置認可行政を実現するなどの観点から、平成23年度開設分から、大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可申請書類について、文部科学省のホームページに掲載。（大学等の設置認可申請書類は、平成22年度開設分から掲載。）
- ◇ これにより、申請書類の虚偽記載などの不正を抑制する効果を併せて期待。
- ◇ 学校法人自らホームページへの掲載等により積極的な情報公開を行うことが望ましい。
- ※ 文部科学省ホームページへの掲載書類は、次項のとおり。なお、様式名称・番号等については現行告示における名称等による。

以下の書類について、「個人に関する情報や学校法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」，「大学設置等の認可申請書のうち既に公開している情報」を除き掲載。

- ① 寄附行為（寄附行為変更の場合，新旧対照表を含む）
- ② 設置経費及び經常経費並びにその支払い計画を記載した書類（様式第4号その1）
- ③ 設置経費及び經常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その4）
- ④ 財産目録総括表（様式第6号その2）（小科目及び負債率を除く）
- ⑤ 貸借対照表（学校法人会計基準に規定する小科目及び注記を除く）
- ⑥ 事業計画（様式第7号その1）（施設又は設備の整備計画のうち事業費及び財源を除く）
- ⑦ 資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）（新設校分）
- ⑧ 事業活動収支予算決算総括表（様式第10号その2）（新設校分）

(3) 寄附行為変更の届出手続き等

私立大学の学部等の届出設置（授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）等に係る寄附行為変更の届出については、以下の流れを参照。



(4) 設置計画等の変更について

申請書類の一部変更や認可後の設置計画変更については、外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解のうえ、申請書類、設置計画については精緻に作成し提出すること。

① 申請書類の一部変更手続き等（申請から認可までの間の手続き）

寄附行為（変更）認可申請書類について、申請から認可までの間に外的要因等によりやむを得ず申請書類の内容等の修正が必要となった場合には、申請書類の一部変更手続きが必要。

＜一部変更手続きが必要となる例＞

- 大学設置分科会の意見への対応（施設設備の充実等）により、設置経費が変更となる例
- 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

② 設置計画の変更協議手続き等（認可後、完成年度までの間の手続き）

◇ 認可後、完成年度までの間に、認可時の設置計画が変更となる場合には、構想段階で、あらかじめ私学行政課法人係に相談することが必要。

◇ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、大学設置・学校法人審議会において対応を審議。（内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。）

＜設置計画の変更協議が可能となる例＞

- 認可時の設置計画を確実に履行したうえで、さらに施設等の充実をはかるもの。
- 新たな学部等の設置認可申請により、設置計画を変更せざるを得ないもの。
- 道路等の付け替え等

6. 申請書類作成上の留意点等

近年、準備不足と考えられる申請や、意識の低い申請者の増加などが散見。その結果、申請中及び認可後の計画変更が多発している。設置認可等の申請については、以下の審議会長等のコメントを十分理解の上行っていただきたい。

[【大学設置・学校法人審議会長コメント（H19.11.27）（抜粋）】](#)

- ◇平成20年度開設予定の申請案件は、総じて準備不足の傾向が顕著。
- ◇大学設置に関する基本的理解を欠いているとの懸念がもたれる内容のものも散見。
- ◇各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対し、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚していただくよう強くお願いしたい。
- ◇積極的に教育情報・財務情報を公開し、社会に対する説明責任を果たすよう期待。

[【大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント（H20.2.27）（抜粋）】](#)

- ◇近年、新設早々学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学、校舎の全部借用の結果借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く散見。
- ◇昨今、認可申請書の不実記載などの不正申請、文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事実が続き、極めて遺憾。
- ◇設置認可に際し、「数値基準されくりアすれば」といった低い意識の申請者が増加。
- ◇我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待。

○ 不認可期間の決定について

寄附行為（変更）認可申請及び学部等の設置に係る届出において、①偽りその他不正の行為があった者からの寄附行為（変更）認可申請は、当該不正行為が判明した日から②相当と認められる期間認可しない。

① 偽りその他不正の行為があった者

過去の認可申請（認可、不認可、取り下げの別は問わない）又は学部等の設置に係る届出における虚偽の記載や不正な働きかけ。以下、典型的な類型

- i) 文部科学省への提出書類の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如
- ii) 面接審査・実地調査時における不正の行為
- iii) その他

※ 認可後に事前協議を経ずに認可された設置計画を変更した場合も含まれることに留意。

② 相当と認められる期間

「重大なもの」（相当と認める期間4～5年）

- ・ 認可処分に重大な違法性があるもの、不正行為が是正されないもの、組織的・意図的に行われている場合

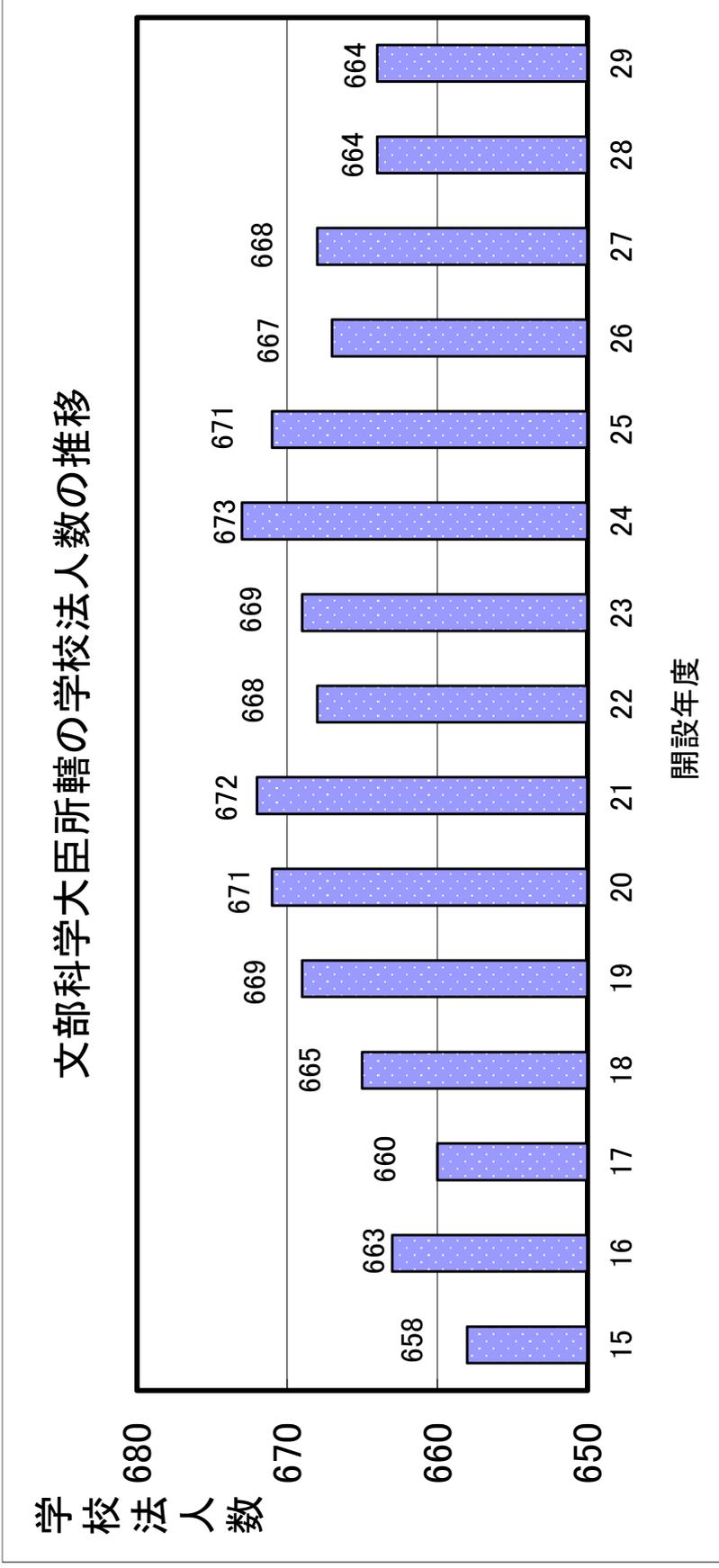
「その他」（相当と認める期間2～3年 ※軽微なものは2年未満）

※ 不正行為を行った時点から10年以上が経過している場合、自主的に不正を報告、公表し改善努力を行っているものと認められるもので、学生等の被害が生じていない場合は2年未満とする。

文部科学大臣所轄の学校法人数の推移

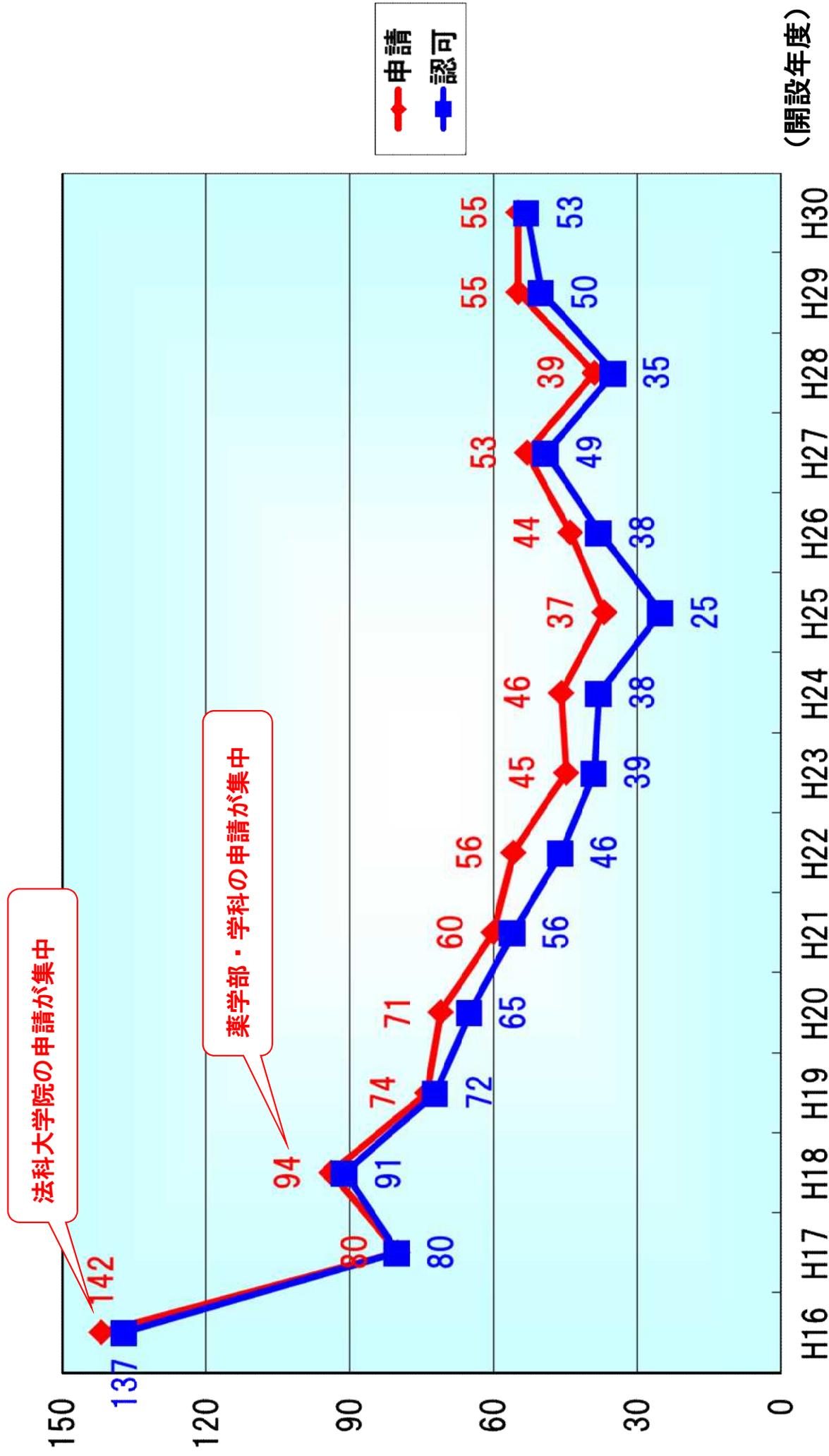
文部科学大臣所轄学校法人の設立等認可件数等の推移

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
法人数	663	660	665	669	671	672	668	669	673	671	667	668	664	664
増加	3	1	3	0	3	1	1	0	3	0	1	0	1	1
知事所轄からの移行による増	5	1	4	6	2	7	0	5	5	1	1	2	0	2
減少	△2	△2	△2	△1	△2	△3	△2	△3	△3	△2	△2	0	△3	△3
合併による減	△1	0	0	0	△1	△3	0	△1	0	0	△1	△1	△1	0
解散による減	0	△3	0	△1	0	△1	△3	0	△1	△1	△3	0	△1	0
増減法人数合計	5	△3	5	4	2	1	△4	1	4	△2	△4	1	△4	0



大学等の設置に係る寄附行為（変更）の申請，認可件数の推移

(件数)



(開設年度)

IX 大学入学者選抜における注意事項 について

大学入学者選抜における注意事項について

平成29年12月

大学設置等に関する事務担当者説明会



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 大学入試センター試験の利用に係る手続について

大学がセンター試験を利用する場合、「大学入試センター試験実施大綱」に基づき、期限までに必ず文部科学省及び大学入試センターへの通知が必要。



○ 大学の手続き漏れや不備などによりセンター試験を利用できないケースが増加。

手続上の漏れや不備などにより、センター試験が利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。
少しでも不明な点があれば、随時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

平成31年度大学入試センター試験（H31.1実施）の利用に係る手続について②

- 1 平成29年4月までに開設している大学や学部又は平成30年4月に新設する大学や学部の場合
※具体的には、以下のような場合には、通知が必要。

(1) 平成30年度大学入試センター試験（H30年1月実施）を利用することとなっている大学の場合

- ① 平成29年4月までに開設している学部について、平成31年度センター試験（H31年1月実施）から新たに利用する場合
② 平成30年4月に名称変更を行う学部について、平成31年度センター試験（H31年1月実施）から新たに利用する場合
③ 平成30年4月に新設する学部について、平成31年度センター試験（H31年1月実施）から利用する場合
※ 上記①～③に関し、当該学部に関する一部の学科について、平成31年度センター試験（H31年1月実施）から新たに利用する場合を含む。

(2) 平成30年度大学入試センター試験（H30年1月実施）を利用することとされていない大学の場合

※大学・・・大学、短期大学。
※学部・・・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。
※学科・・・大学の場合は学科、短期大学の場合は専攻課程のことを指す。



別紙様式により、平成30年5月31日までに文部科学省と大学入試センターへ通知することが必要。
※定められた手続が行われない場合は、センター試験を利用することができなくなる。

平成31年度大学入試センター試験（H31.1実施）の利用に係る手続について③

2 平成31年4月に新設する大学又は学部の場合

※下記の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、【要件】の(ア)～(エ)のすべてを満たす(「設置認可申請」の場合は(ウ)を除く。)ものが必要。

※下記の(1)～(3)に該当しない場合、平成31年度大学入試センター試験(H31年1月実施)を利用することはできず、最短期でも平成32年度大学入試センター試験(H32年1月実施)からの利用となる。

(1) 平成30年度センター試験(H30年1月実施)を利用することとなっている大学が、平成31年4月に新設する学部について、平成31年度センター試験(H31年1月実施)から利用する場合

※当該学部に属する一部の学科について、平成31年度大学入試センター試験(H31年1月実施)から新たに利用する場合を含む。

(2) 平成30年度センター試験(H30年1月実施)を利用することとなっている大学を廃止し、平成31年4月に大学を新設する場合で、平成31年度センター試験(H31年1月実施)から利用する場合

(3) 平成30年度センター試験(H30年1月実施)を利用することとなっている大学が、平成31年4月に他大学と統合する場合で、平成31年度センター試験(H31年1月実施)から利用する場合

※学部・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。

※学科・大学の場合は学科、短期大学の場合は専攻課程のことを指す。



平成31年度大学入試センター試験(H31年1月実施)を利用する場合は、「大学入試センター試験実施大綱」に定める、以下の(ア)～(エ)をすべて満たすとともに、文部科学省と大学入試センターへ任意様式による報告及び別紙様式による通知をすることが必要。

(ア)：平成30年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「センター試験の利用方法」及び「審査継続による保留等でセンター試験の利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。

(イ)：所属する地域の連絡会議に対し、センター試験を利用予定である旨を報告していること。

(ウ)：平成31年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、設置届出を行った日から60日が経過していること。

と。(設置認可申請の場合は、本要件は該当しない)

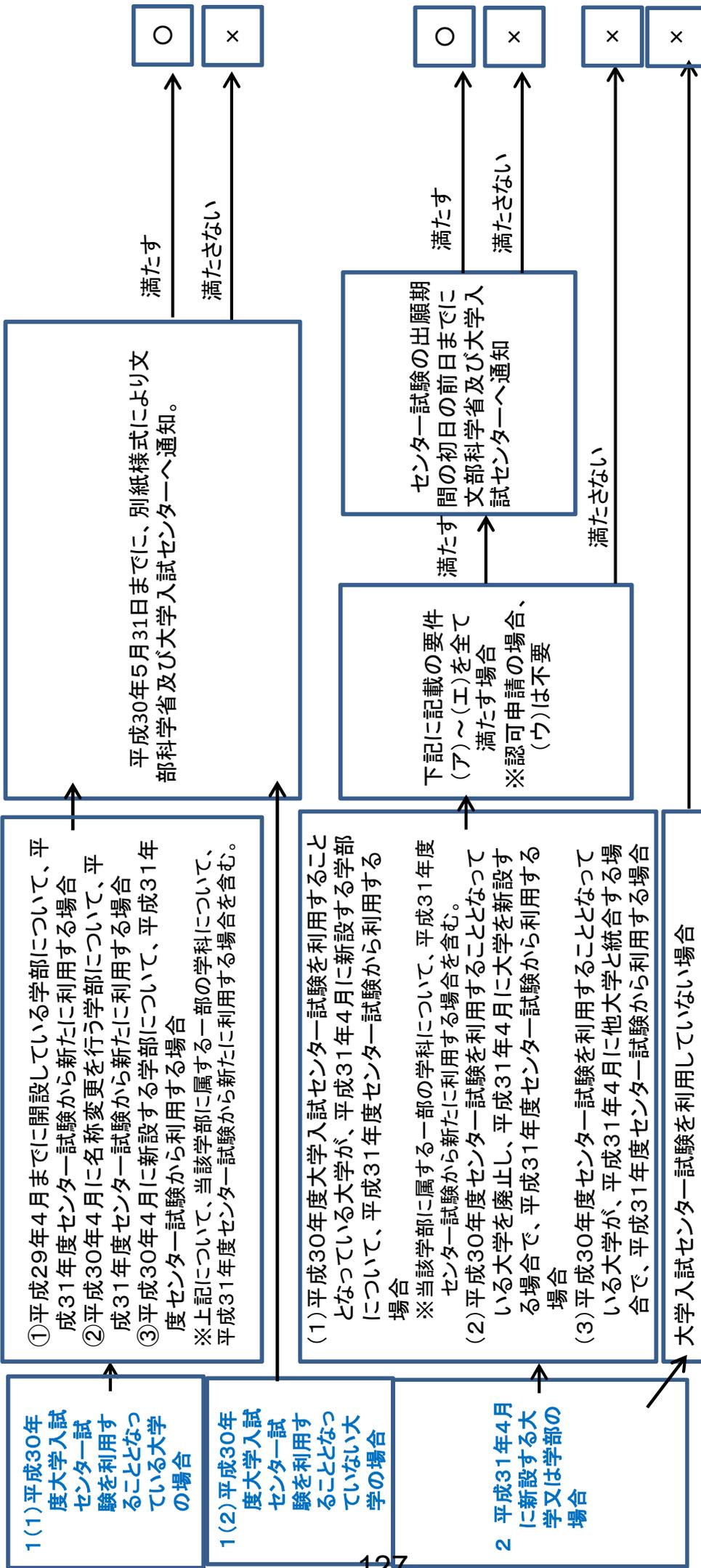
(エ)：平成31年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、(ア)～(ウ)を満たしていることを任意様式により報告していること。(報告後、別途、センター試験の利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。)

※定められた手続が行われない場合は、センター試験を利用することができなくなる。

平成31年度大学入試センター試験（H31.1実施）の利用に係る手続について④

手続のフローイメージ

※このフローイメージは、センター試験の利用手続きをイメージしやすいよう作成したものです。確認する際は、必ず大学入試センター試験実施大綱を見ながら確認するようにしてください。
 ※学部・大学の場合は学部、短期大学の場合は学部のことを指す。



平成31年度センター試験（H31年1月実施）から利用する場合の要件は、
 (ア)：平成30年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「センター試験の利用方法」及び「審査継続による保留等でセンター試験の利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。
 (イ)：所属する地域の連絡会議に対し、センター試験を利用予定である旨を報告していること。
 (ウ)：平成31年度センター試験の出願期間初日の前々日までに、設置届出を行った日から60日が経過していること。（設置認可申請の場合は、本要件は該当しない）
 (エ)：平成31年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、(ア)～(ウ)を満たしていることを任意様式により報告していること。（センター試験の利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。）

2. 大学入学者選抜における出題・合否判定 ミス等の防止について

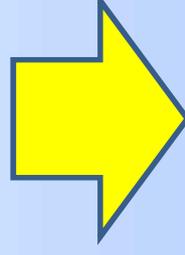
入試ミスについて 事例①

<事例>

試験時間中に出題ミスが発覚した。早急に問題訂正を行うことにしたが、訂正内容が複数場のうちの一部にしか伝達できなかった。

本事例は、試験実施本部から試験室への伝達に想定以上の時間がかかった
緊急時対応についての事前の想定の不十分さが原因。

「試験実施本部からの伝達にかかる所要時間」、
「緊急時に必要な体制の検討」
などといった点についても、十分な想定が必要。



教員、事務職員等関係者が一体となり、**緊急時の対応における迅速性及び公平性の確保を含めた**円滑な試験実施・伝達体制の確立に努めること。

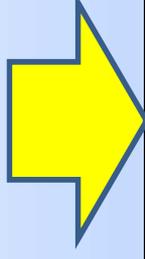
入試ミスについて 事例②

<事例>

1. 「 h^2 」とすべきところ「h」と誤記してしまっただなど数式・記号の誤り。
2. 「池田隼人」を「池田隼人」と誤記してしまっただなど漢字の誤り。
3. 漢字の読みを問う問題で「雑言」について「ぞうげん」という読みを誤りとしていたが、辞書等によればその読み方も誤りとは言えなかった。
4. 誤りとしていた選択肢が、最新の研究では誤りとは言えなかった。
5. 100点満点としていたが、素点を合計すると合計が95点しかなかった。 など

本事例のような誤記、正答の不存在／複数存在はミス報告の中で**最多**。

ほとんどが点検の不十分さに起因。
試験実施後・合否発表後のミス発覚も多い。



試験問題の点検については、試験実施直前に点検するだけでなく、試験開始後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重三重に点検を行うこと等により、ミスの防止及び早期発見に努めること。なお、問題の文面だけでなく、問題の内容についても正答が導き出せるか確認すること。

入試ミスについて 事例③

<事例>

1. 別の日程の問題用紙を誤って配付した。
2. 回収した解答用紙の枚数が不足していた。
3. 面接担当教員が面接試験開始時刻を勘違いしており、試験開始時刻に遅刻した。
4. ホームページで合格発表する際、設定を誤り、正規の時間前に公表した。
5. 可否通知を誤った住所に発送した。

本事例は、責任者の指示不足や事務の確認不足などが背景にあるが
実施体制の不足さが原因。

教員と事務職員が連携し相互に補完するような体制をとることが重要。



- ・ **入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ミスを防止するためのガイドラインを作成すること等により、業務全体のチェック体制を確立すること。また、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、責任をもって業務を行うよう注意を喚起すること。**
- ・ **各担当の業務は必ず複数人で行い、相互に確認する体制を確立すること。**

<Memo>

**X 専門職（短期）大学等の制度設計と
その留意事項について**

大学設置等に関する事務担当者説明会

【平成29年12月22日(金)】

専門職大学・専門職短期大学等の
制度設計とその留意事項について

学校教育法の一部を改正する法律の概要【「専門職大学」等の制度化について】

H29.5.31公布(平成29年法律第41号)

趣旨・背景

「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができ、専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

実践力 + **創造力**
理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材
かつ 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

(例)【観光分野】: 適切な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】: 質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を実践できる人材
【情報分野】: プログラマーやデザイナーに加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 設置基準(省令)等により具体的な制度を設計 [* 印]

1. 目的等

① 機関の目的 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ * 実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上。長期の企業内実習等) * 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

② 学位の授与 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ * 「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2. 社会のニーズへの即応

① 産業界等との連携 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ * 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備(「教育課程連携協議会」)

② 認証評価における分野別評価 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ * 産業界等と連携した認証評価の体制整備

3. 社会人が学びやすい仕組み

① 前期・後期の課程区分 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

② 修業年限の通算 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

施行期日

平成31年4月1日

学校教育法の一部改正(専門職大学等の制度化)に伴う関係政省令等の整備

《政令の制定》

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成29年政令第232号)

学校教育法施行令の一部改正

- ・ 専門職大学の前期課程及び後期課程に区分された課程について、課程の設置及び修業年限の変更は文部科学大臣の認可に、その他の変更(課程区分の廃止)は文部科学大臣への届出に係らしめることとする。

《省令等の制定・改正》

(1) 専門職大学設置基準・専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号・第34号)

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学の教育研究上の基本組織、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等に関する事項その他設置に関する事項を定める。
 - ※ 併せて、企業等と連携した「臨地実務実習」の実施体制等について、関係告示を整備(「専門職大学に關し必要な事項を定める件」及び「専門職短期大学に關し必要な事項を定める件」)

(2) 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第35号)

i) 学校教育法施行規則の一部改正

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴い、①実務の経験を勘案した修業年限の通算に係る要件・通算できる期間の上限、②認証評価機関が存在しない場合等における分野別認証評価の代替措置、③情報の公表等について、所要の規定の整備を行う。

ii) 学位規則の一部改正

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学が授与する学位の種類(「学士(専門職)」、「短期大学士(専門職)」)等を定める。
 - ※ 併せて、「学位の種類及び分野の変更等の基準に関する告示」を改正

iii) 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正

- ・ 専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院が受ける分野別認証評価の内容、評価方法等について、所要の規定の整備を行う。

専門職大学設置基準(省令)の制定について

平成29年9月8日公布(平成29年文部科学省令第33号・第34号)

基本的な 考え方

- 現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。
 - ※ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置き、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とする。

教育課程の編成

- 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。
- 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

授業科目

- 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定
 - ① 基礎科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ② 職業専門科目 [4年制で60単位以上/2年制で30単位以上]
 - ③ 展開科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ④ 総合科目 [4年制で4単位以上/2年制・3年制で2単位以上]

卒業要件等

- 卒業・修了要件として実習等による授業科目について一定単位数の修得を求める。[4年制で40単位以上/2年制で20単位以上]
 - ・ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「**臨地実務実習**」を一定単位数含む。[4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「**連携実務演習**」等による一部代替も可能とする。
[4年制で5単位まで/2年制で2単位まで]
- 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。
[4年制で30単位まで/2年制で15単位まで]

学生

- 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。
- 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。

教 員

- 専任教員数については、**大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。**
- 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
 - ・ 必要専任実務家教員数の二分之一以上は、**研究能力を併せ有する実務家教員**とする。
 - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
 - ・ 必要専任実務家教員数の二分之一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

校地面積

- **大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする。**
 - ※ その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減ずることができることとする。

体育館等

- 原則として体育館その他のスポーツ施設を備えたとともに、**なるべく運動場を設けることを求める**。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、**大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする**。

校舎面積

- **大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。**
- 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、**実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする**。

実務経験者その他の入学者の多様性の確保について

○専門職大学設置基準

(入学者選抜)

第三条 (略)

2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

《留意事項》

- ① 高等学校(普通科, 専門学科及び総合学科)の卒業生, 実務経験者その他の社会人, 他の高等教育機関からの編入学生など, 多様な入学者を積極的に受け入れることが期待される。
※ 特に, 実務経験者等の社会人の学修ニーズへの対応において積極的な役割を果たすことを期待される。

- ② 多様なメディアを高度に利用したいわゆる遠隔授業や, 昼夜開講制, 長期履修学生, 入学前の実務経験を勘案した単位認定等制度の活用も含め, その目的に応じた適切な方法により, 社会人が学びやすい学修機会の提供に取り組むことが望まれる。

○専門職大学設置基準

(教育課程の編成方針)

第十条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

《留意事項》

- ① 産業界等との密接な連携を図りつつ、そのための教育課程を開発・実施し、不断の見直しを行っていくことが求められる。
- ② 教育課程の開発・編成・見直しに関する「適切な体制」の整備としては、授業科目の開発等に関する担当組織を設けることや、教育内容・方法の開発等に経験・実績のある教員等を配置することなどが考えられる。

○ 専門職大学設置基準

(教育課程連携協議会)

第十一条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。
2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 学長が指名する教員その他の職員
 - 二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - 四 臨地実務実習(略)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者
 - 五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者あつて学長が必要と認めるもの
- 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
- 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
 - 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

《留意事項》

- ① 一の専門職大学等に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や学部等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられる。
- ② 第2項の各号(第5号を除く)に規定する構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該専門職大学等の教職員以外の者とすることを基本とする。
- ③ 産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議する。

○専門職大学設置基準

- (専門職大学の授業科目)
 第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。
- 一 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)
 - 二 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)
 - 三・四 (略)

《留意事項》

- ① 開設すべき授業科目として定めた各科目は、それら全体の履修を通じ、
 - ・ 理論にも裏付けられた実践力の育成に加え、
 - ・ 特定の職業における専門性に留まらない分野全般への精通や、
 - ・ 関連する他分野への展開、
 - ・ 生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など、幅広い能力の育成を図ることを旨とするもの。
- ② 基礎科目は、
 - ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、
 - ・ 生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とする。

※ 例えば、ICT, 外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目など
- ③ 職業専門科目は、
 - ・ 特定の職業(職種)において必要とされる理論的かつ実践的な能力に加え、
 - ・ 当該職業の分野(例えば、観光分野、農業分野、情報分野など)についてその分野全般にわたり必要な能力を育成することを目的とする。

※ 実習等の充実を図りつつ、理論と実践にわたる授業科目をバランスよく配当する必要

○専門職大学設置基準

- (専門職大学の授業科目)
 第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。
 一・二 (略)
 三 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)
 四 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)

《留意事項》

- ④ 展開科目は、
- ・ 専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、
 - ・ 当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的とする。
- ※ 例えば、
- ・ 専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、
 - ・ 連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目など
- ⑤ 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とする。
- ※ 卒業・修了を前に、それまでの授業等身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造力に結び付けるための総合的な演習科目等
- ⑥ 各専門職大学等では、その教育の目的に応じ、これら4種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能。
 これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な教育活動の展開を図ることを期待。

○専門職大学設置基準

(卒業の要件)

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 専門職大学に四年以上在学すること。
二 百二十四単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。)を修得すること。

三・四 (略)

2 (略)

《留意事項》

○ 各専門職大学等では、単位制度の趣旨に沿い、個々の授業科目について十分な学習量を確保すること(単位制度の実質化)に留意した上で、これらを超える単位数を卒業・修了要件に位置付けることが可能。

○専門職大学設置基準

(卒業の要件)

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る四十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組みもの(臨地実務実習を除く。))であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができること。

2 (略)

《留意事項》

- ① 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関し、「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「専門職大学に関し必要な事項を定める件」第5条及び「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件」第5条において、
 - ・実施計画の作成や
 - ・当該実施計画に記載すべき事項、
 - ・指導員の配置や
 - ・当該指導員の要件等
 に関する事項を定めている。
- ② 臨地実務実習については、その実施方法や管理、手当等の実態によつては、実習先事業者と学生の間関係法令が適用される場合もあることに留意が必要である。

※ 今後、厚生労働省と協議して、指針を作成・公表する予定。

臨地実務実習の開設に関し必要な事項

「臨地実務実習」； 企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、**文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの**

◎臨地実務実習の開設に関し文部科学大臣が定める事項

「専門職大学に関し必要な事項を定める件(告示)」第5条第1項

「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件(告示)」第5条第1項

(1) 実施計画の作成・実施

- 臨地実務実習の実施に当たっては、臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

《実施計画への記載事項》

- ・ 臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所
- ・ 受け入れる学生の数
- ・ 実習指導者の配置
- ・ 成績評価の基準及び方法
- ・ 学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任
- ・ その他の臨地実務実習の実施に必要な事項

(2) 臨地実務実習における実習指導者の配置

- 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の「実習指導者」を置くこと。
※「実習指導者」； 臨地実務実習施設である事業所等に所属し、隣地実務実習の指導を行う者
- 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(3) 担当教員による実施状況把握の体制整備

- 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

連携実務演習等の開設に関し必要な事項

「連携実務演習等」； 企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、**文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの**

◎臨地実務実習の開設に関し文部科学大臣が定める事項

「専門職大学に関し必要な事項を定める件（告示）」第5条第2項
「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（告示）」第5条第2項

(1)「連携実務実習等」で取り組む課題

- 連携実務実習等の授業で取り組む課題は、
 - ・ 連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、
 - ・ 学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

(2)実施計画の作成・実施

- 連携実務演習等の実施に当たっては、連携先事業者と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

《実施計画への記載事項》

- ・ 連携実務演習等の内容及び日程
- ・ 演習等指導者の指定
- ・ 成績評価の基準及び方法
- ・ 学生に対する報酬等の取扱い
- ・ その他の連携実務実習等の実施に必要な事項

(3)演習等指導者の指定

- 連携実務実習等の実施に当たっては、連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。
※「演習等指導者」； 連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者
- 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

学位規則の一部改正に関する留意事項

○学位規則の一部改正

【学位の種類(第2条の2及び第5条の5の追加)】

(専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位)

第二条の二 法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分	学 位
専門職大学を卒業した者に授与する学位	学士 (専門職)
専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位	第五条の五に規定する短期大学士 (専門職)

(専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位)

第五条の五 法第百四条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士 (専門職) とする。

《留意事項》

- ① 学位を授与する際には、「○○学士(専門職)」、「○○短期大学士(専門職)」のように、適切な専攻分野の名称を「学士(専門職)」、「短期大学士(専門職)」の前に付記するものとする。
 ※ 付記する専攻分野の名称は、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本。
- ② 専門職大学等の学位についても国際通用性の確保は特に重要であり、
付記する専攻分野の名称については、同様の内容を提供する国内外の他の学位プログラムとも共通性のある名称を用いるなど、分かりやすく、通用性のあるものとする観点から、十分な検討を行うこと。

大学等の専門職学科の制度化について【大学設置基準・短期大学設置基準の改正】

(平成29年12月15日中央教育審議会答申)

- 大学等の学科のうち、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開させる教育課程を編成するものは、「専門職学科」とし、専門職学科に係る基準の特例を定める。【平成31年4月1日施行】
 - ※ 大学の学部のうち、専門職学科のみ組織するものは、「専門職学部」とする。

《設置基準の特例》 [◎; 大学及び短大における特例 / ○; 大学における特例 (短大に限らず専門職学科に限らず短大全体に導入)]

教育課程の編成

- 【教育課程の編成方針】
- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
 - ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。

【教育課程連携協議会】

- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のための「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

授業科目

【開設授業科目】

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定。
 - ① 一般・基礎科目 [4年制で20単位以上 / 2年制で10単位以上]
 - ② 職業専門科目 [4年制で60単位以上 / 2年制で30単位以上]
 - ③ 展開科目 [4年制で20単位以上 / 2年制で10単位以上]
 - ④ 総合科目 [4年制で4単位以上 / 2年制で2単位以上]

【実習等の重視】

- ◎ 卒業要件として、実習等による授業科目で一定単位数の修得を求める。
 - [4年制で40単位以上 / 2年制で20単位以上]
- ◎ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「**臨地実務実習**」を一定単位数含む。[4年制で20単位以上 / 2年制で10単位以上]
 - ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分と認められる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。[4年制で5単位まで / 2年制で2単位まで]

【入学前の既修得単位の認定】

- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを整備。
 - [4年制で30単位まで / 2年制で15単位まで]

教員

- 【専任教員数】
- 専任教員数については、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- 【実務家教員】
- ◎ 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
 - ◎ 必要専任実務家教員数の二分之一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
 - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
 - ◎ 必要専任実務家教員数の二分之一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

学生

- 【入学者選抜】
- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。
- 【同時に授業を行う学生数】
- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。
 - ※ 教育上必要があり、かつ十分な教育効果をあげられる場合にはこの限りでない。

施設設備

- 【校舎面積】
- ◎ 大学の専門職学部の校舎面積については、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
 - ◎ 大学の専門職学部、短大の専門職学科の校舎面積については、**臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し**、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

XI **学校教育法及び専門職大学院設置基準の
一部改正について**

学校教育法及び専門職大学院設置基準の一部改正について

1. 学校教育法の改正

- 昨年8月に取りまとめられた本専門職大学院ワーキンググループの報告書において、関係業界や職能団体の関係者など、各専門職大学院が掲げる養成人材像と関連が深い者や学外の有識者等からなるアドバイザーボードを設置することを義務付けるべきであると提言を受け、専門職大学の制度化にあわせて、専門職大学院も同様、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て教育課程の編成等を行う規定を設けることとした「学校教育法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、法案が成立したところ。(平成29年5月31日公布)

学校教育法の改正（関連部分抜粋）

第九十九条（略）

②（略）

③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

- これを受け、専門職大学院設置基準の改正を以下の通り行った。

2. 専門職大学院設置基準の改正

（1）改正の概要

①教育課程の編成方針

専門職大学院における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等に関する事項を追加したこと。(第6条)

（2）教育課程連携協議会

- ① 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。
(第6条の2第1項)

- ② 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、(ウ)の者を置かないことができるものとしたこと。
- ア 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員（第6条の2第2項）
 - イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（第6条の2第2項第2号）
 - ウ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（第6条の2第2項第3号）
 - エ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認める者（第6条の2第2項第4号）
- ③ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第6条の2第3項）
- ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
 - イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(3) 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

○ 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案 新旧対照表
 ○ 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）

改正案	現行
<p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>（教育課程連携協議会）</p> <p>第六条の二 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第三号に掲げる者を置かないことができる。</p> <p>一 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法</p>	<p>（教育課程）</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第百条ただし書に規定する組織を含む。)の長(第四号及び次項において「学長等」という。)が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

附則

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

29文科高第542号
平成29年9月21日

各 国 公 私 立 大 学 長
 大学を設置する各地方公共団体の長
 各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
 大学を設置する各学校法人の理事長
 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
 各 都 道 府 県 知 事
 各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
 各 指 定 都 市 市 長
 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

文 部 科 学 事 務 次 官

戸 谷 一 夫

(印影印刷)

専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）

先の第193回通常国会において、「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」（以下「改正法」という。）が成立し、平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

また、これを受け、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）」（以下「整備政令」という。）が平成29年9月1日に、下の表3に掲げる省令等が平成29年9月8日に公布され、いずれも平成31年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令の制定・改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

また、都道府県知事におかれては、市町村長及び所轄の学校その他の教育機関に対して、都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るよう配慮願います。

なお、改正法及び整備政令によるその他関係法律及び関係政令の所要の規定の整備については、文部科学省のホームページに關係条文等を掲載しておりますので、御参照ください。

職大学設置基準に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準に、それぞれ適合していることが必要である旨を定めたこと。（第1条第1項）

②分野別認証評価に係る認証評価機関の認証の基準の細目

ア 大学評価基準に定めるべき事項の追加

分野別認証評価を行う認証評価機関が大学評価基準に定めるべき事項として、教育課程連携協議会に関すること及び学修成果に関すること（進路に関することを含む。）を追加したこと。（第1条第3項第1号）

イ 評価における関係者の参画

分野別認証評価における評価方法には、高等学校、地方公共団体等の関係者からの意見聴取に加え、関連職業団体関係者等の意見聴取が含まれていることが必要である旨を定めたこと。（第1条第3項第2号）

ウ 大学評価基準の設定・変更にあつての意見聴取

分野別認証評価に係る大学評価基準の設定又は変更にあつては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うことが必要である旨を定めたこと。（第1条第3項第3号）

（2）留意事項

改正後の第1条第3項に規定する分野別認証評価に係る認証評価機関の認証の基準の細目については、専門職大学等の分野別認証評価に加え、専門職大学院を置く大学の分野別認証評価についても同様に適用があるものであること。

3 専門職大学院設置基準の一部改正

（1）改正の概要

①教育課程の編成方針

専門職大学院における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等に関する事項を追加したこと。（第6条）

（2）教育課程連携協議会

① 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第6条の2第1項）

② 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、（ウ）の者を置かないことができるものとしたこと。

ア 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員（第6条の2第2項）

イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係

者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（第6条の2第2項第2号）

ウ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（第6条の2第2項第3号）

エ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認める者（第6条の2第2項第4号）

③ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第6条の2第3項）

ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（2）留意事項

① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学院に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や専攻等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられること。なお、既にいわゆるアドバイザリーボード等の組織を設けている専門職大学院においては、当該既存の組織を活用しつつ、設置基準に定める構成等の条件を整えることにより対応することとして差し支えないこと。また、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。

② 教育課程連携協議会の構成については、専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号から第3号まで（同項ただし書に規定する場合にあつては第6条の2第2項第1号及び第2号）の構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学の教職員以外の者とするを基本とすること。

③ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号の「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。

④ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第3号に掲げる者を置かないことができる「当該専門職大学院における教育の特性により適当でない」と認められる場合」としては、当該専門職大学院が専ら国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的としている場合が想定されること。

⑤ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであり、教授会その他の審議機関との適切な役割分担により、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育の推進に向け積極的な機能を果たすことが期待されるものであること。

専門職大学院設置基準等の改正について（案）

1. 専門職大学院の教員組織の改正方針（ダブルカウント・みなし専任教員等）について

I. 経緯

- 平成28年8月に取りまとめられた専門職大学院ワーキンググループの報告書において、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討すべきであるなど、教員組織に関する基準改正について提言を受けたところ。

専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について（抜粋）

（平成28年8月10日 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ）

II. 具体的改善方策

3. 教員組織

- 実務家教員の3分の2以内は、専任教員以外の者でも、1年に6単位以上の授業科目を担当し、かつ、組織の運営に責任を負うもので足りるとされている。この、いわゆるみなし専任教員制度の活用により、最新の知識を有する実務家教員を効果的に教育の現場に取り込むことが必要である。この趣旨を更に生かすため、みなし専任教員の担当科目数について、大学院の運営についての責任（教授会構成員として責任のある参画を想定）を担保することを前提として緩和することを検討すべきである。その際、教育の質が低下しないよう留意が必要である。

（略）

- 社会（「出口」）や地域のニーズに対応するための新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進し、高度専門職業人養成機能の強化を図るため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討すべきである。

（略）

- 一方、修士課程の教員基準について、法学分野については、複数専攻を設ける場合の緩和措置が設けられていることから、専門職学位課程においても、法学分野においては、一研究科に、複数の専門職学位課程の専攻がある場合は、必置教員数を一定程度緩和することを検討すべきである。

- これを受けて、平成29年1月より引き続き同ワーキンググループにおいて、教員組織に関する制度改正の方針について、上記報告書とりまとめ以降、計4回にわたり審議を重ね、大学院部会も含めて以下の改正方針で了解を得られたので、本分科会においても御審議願いたい。

II. 改正方針

(1) ダブルカウントに係る現行制度及び改正の必要性

- 専門職大学院制度の創設に当たっては、専門職大学院での教育に専念する教員を一定程度確保して教育の質を担保する必要があることから、専門職大学院に必要とされる教員は、学部が必要とされる教員数に算入できないこととし、さらに、専門職大学院は、修士課程及び博士課程の前期課程のいずれでもないことから、専門職大学院に必要とされる教員は修士課程及び博士課程に必要とされる教員数に算入できないこととされた。

- 専門職大学院制度の発足時においては、一定数の教員確保に困難が伴うことが予想されることや、平成11年に創設された専門大学院がすべて専門職大学院に移行することを勘案して、専門職大学院に必要とされる教員であっても、制度発足からの特例措置として、10年間は、専門職大学院に必要とされる教員数の3分の1までは、学士課程・修士課程において必要とされる教員数に算入することができた。また、研究者養成の観点から、専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に進む途が開かれていることも勘案して、博士後期課程に必要とされる教員数については、専門職大学院に必要とされる教員数の全てについて算入することができた。
(博士後期課程については10年間の特例措置後も恒常的措置として専門職大学院に必要とされる教員の全てを算入することが認められた。)

- 専門職大学院の教員組織の一定の独立性を図ることにより、専門職大学院における教育に専念する教員の確保が図られる一方で、学部との連携や学際連携が図りづらいため、高等教育機関としての発展が阻害されているとの指摘がある。

- このように他の課程との教員組織が分断されたことにより、同分野の学部と専門職大学院との教育課程における連携が促進されず、教授会の縦割りが構築され、学部生が専門職大学院に進学する機会を狭めているとともに、専門職大学院の実践的な教育手法等を学部教育にも活用していくことが進まない一因となっている。

- 特に法科大学院や教職大学院、臨床心理系など、職業資格に係る専門職大学院については、中央教育審議会の他の委員会等でも学部教育との連携が不可欠であるといった指摘がされているものの、現行制度では教員組織が分断されていることから、連携できる範囲に限界がある。

- 本制度改正が実現されれば、学部教育に対しても専門職大学院で行われている質の高い実践的な教育手法等を還元することができ、専門職大学院のみならず、学部教育の質的向上も期待できる。

- その他、現在でも専門職大学院の教員が関連する学部において兼任教員として授業を担当することは一般的に行われているが、当該学部の専任教員でないため、教授会のメンバーとして学部の運営に参画することは困難となっており、また大学の中には、専任教員でなければ学部のゼミを担当することができないとしているところもある。
- また、各研究科のポリシーとして高度専門職業人養成を掲げていることを踏まえ、修士課程から専門職学位課程への移行を検討している大学もあるが、現行制度では教員組織が学部と分断されるとの懸念があることから移行に躊躇する例も存在する。
- なお、既に各分野別認証評価機関の評価基準において、教員の教育負担が過度にならないように確認する基準が設けられていることや、先般の学校教育法等の改正により、新たに外部有識者等から構成される「教育課程連携協議会」を設置し、教育課程の編成に関する基本的な事項や教育課程の実施状況の評価に関する事項を審議する（平成31年4月施行）ことから、複数の外部からの視点による教育の質保証に関する仕組みが設けられることとなった。
- 今後、少子高齢化が進む中で我が国が持続的に成長するためには、国民一人当たりの労働生産性を向上させる必要があり、高度専門職業人養成のための中核的教育機関である専門職大学院制度のより一層の充実強化が求められる。これらの改正を行うことにより、専門職大学院の量的確保及び学部教育も含めた教育の質的向上に関する課題等の解決に資することが期待される。

(2) 改正内容

①ダブルカウント（専門職学位課程と他の課程との兼務）

①恒常的措置

目的：学士課程との連携の強化や他分野との学際的連携の促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：博士後期課程との全員の兼務（現行制度）＋必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で学士課程との兼務を認める（修士課程は引き続き不可）

②移行措置

目的：既存の修士課程等から専門職学位課程への転換促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：上記①＋必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で修士課程等との兼務を認める

条件：修士課程等との兼務は、今後、新たに専門職大学院を設置する場合のみとし、設置後5年間まで認める

※①②共に教育の質を確保する観点から、専門職学位課程に専従する教員を一定割合確保する

②法学分野における専門職学位課程間の教員基準の緩和

目的：涉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やNGOで働く法律専門職などを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえた法科大学院以外の法学分野の専門職大学院の開設促進

対応：法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、一研究科に法科大学院以外の法学関係の専門職学位課程を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととする（法科大学院を除く）（現在の告示において、法学分野の修士課程については、公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を五から三以上置くこととし、軽減している）

③みなし専任教員の要件緩和

目的：ビジネスを始め各分野の一線で活躍する者や最新の実務の知識を有する者、その時々々の社会のニーズの高い分野の実務家に大学院教育に積極的に参画することを促す

対応：「みなし専任教員」の要件の担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ改正

(3) 施行期日

○平成30年4月1日施行予定とする。

専門職大学院設置基準等の改正について（案）【概要】

社会(「出口」)や地域のニーズに対応するための新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進させ、高度専門職業人養成機能を一層強化させる観点から、教員組織の在り方を以下の通り見直すこととする。

①ダブルカウント（専門職学位課程と他の課程との兼務）

専門職学位課程は教育の質を確保する観点から、一定の独立の確保と教員組織の充実が求められており、修士課程の1.5倍の研究指導教員と修士課程と同数の研究指導補助教員を合わせた数の専任教員を配置することが求められている。

そのため、算定の基礎となる修士課程の必要教員数を超えて配置する分については、教育の質を確保する観点から兼務を認めず、それ以外の教員については学士課程との兼務を可能とする。
(移行措置については修士課程等との兼務も同じ割合とする。)

①恒常的措置

目的：学士課程との連携強化や他分野との学際的連携促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化
対応：博士後期課程との全員の兼務（現行制度）+ **必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で学士課程との兼務を認める**（修士課程は引き続き不可）

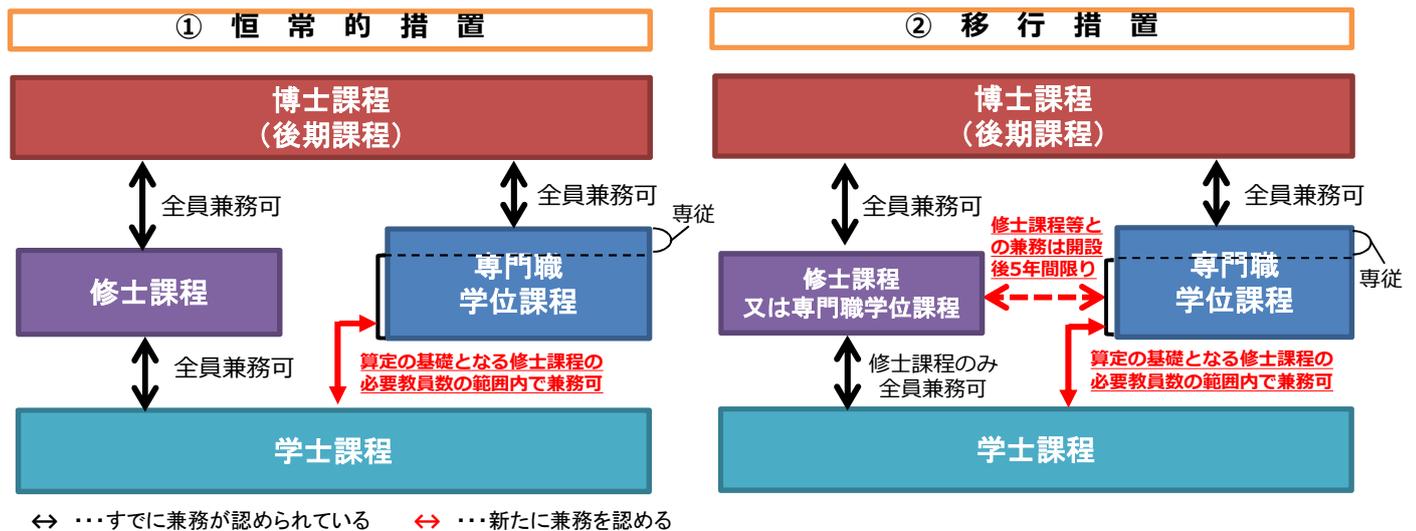
②移行措置

目的：既存の修士課程等から専門職学位課程への転換促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化
対応：上記①+ **必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で修士課程等との兼務を認める**

条件：**修士課程等との兼務は、今後、新たに専門職大学院を設置する場合のみとし設置後5年間**

※①②共に教育の質を確保する観点から、専門職学位課程に専従する教員を一定割合確保する

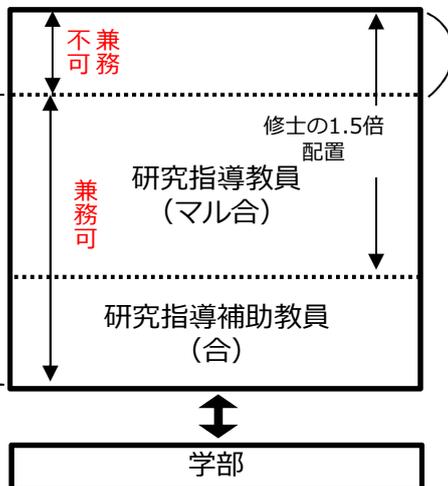
◆兼務イメージ図



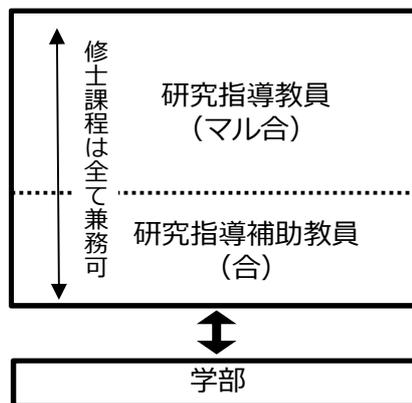
<専門職学位課程>

<修士課程>

修士課程は学部と兼務可となっていることを踏まえ、専門職学位課程においては、算定の基礎となる**修士課程の必要教員数まで**、兼務可とする。(概ね7〜8割程度)



上乗せ分（2〜3割程度）⇒



教育の質を確保する観点から、**専門職学位課程に専従する教員を一定割合確保**

※文部省告示175号の第3号により算出される必要教員数が適用される課程については、算定の基礎となる別表3の修士課程の分野ごとに算出される必要教員数の範囲内において兼務することを可能とする。

(例：社会科学系大学院で収容定員600人の場合、修士課程は600÷20=30人の専任教員が必要であり、専門職学位課程は600÷15=40人の専任教員が必要であるため、その差の10人は兼務不可とし、残りの30人は兼務を可能とする)

②法学分野における専門職学位課程間の教員基準の緩和

目的： 渉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やNGOで働く法律専門職などをを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえた法科大学院以外の法学分野の専門職大学院の開設促進
 対応： 法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、**一研究科に法科大学院以外の法学関係の専門職学位課程を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととする（法科大学院を除く）**
 （現在の告示において、法学分野の修士課程については、公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を五から三以上置くこととし、軽減している）

③みなし専任教員の要件緩和

目的： ビジネスを始め各分野の一線で活躍する者や最新の実務の知識を有する者、その時々々の社会のニーズの高い分野の実務家に大学院教育に積極的に参画することを促す
 対応： 「みなし専任教員」の要件の**担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ改正**

◆みなし専任教員に関する現行制度イメージ図

①必要な専任教員

1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員

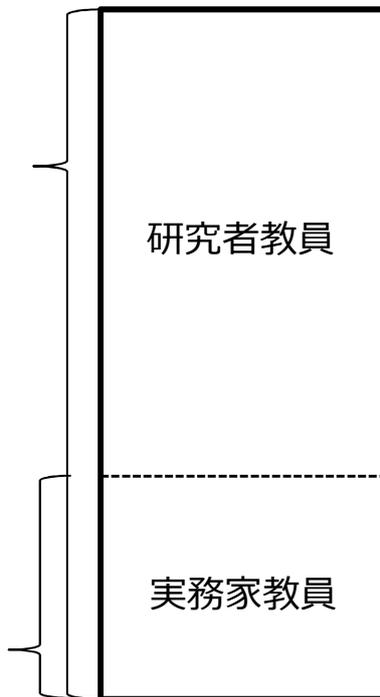
又は

2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数（小数点以下の端数は切り捨て）につき1人の専任教員を配置
 （告示53号第1条第1項）

※ 1) 2) のいずれか多い方の数

②実務家教員

必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置
 （告示第53号第2条第1項）
 ※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置
 （告示第53号第2条第3項,第5項）



③他の過程との兼務（ダブルカウント）
 博士課程（区分制の場合は後期課程）の専任教員の兼務が可能
 （専門職大学院設置基準第5条第2項）

④みなし専任教員
 実務家教員のうち、3分の2（端数は四捨五入）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
 （告示第53号）第2条第2項

2. 法科大学院の入学者選抜に関する改正について

I. 経緯

○法科大学院等特別委員会においては、平成28年11月から7回にわたり、法科大学院教育等の改善について御議論いただいているところ、現時点までに制度的措置を要する改善方策として、以下のような事項が挙げられている。

- ①法科大学院の専任教員と学部の専任教員の兼務（ダブルカウント）を一定割合認める設置基準改正
- ②入学者のうち3割以上を法学系課程以外の課程出身者又は実務経験者とすることを求めた告示の改正

○法科大学院の専任教員と学部の専任教員の兼務を含む、教員組織に関する改正については、前述のとおり専門職大学院ワーキンググループで平成29年1月から4回の議論を経て、改正方針が取りまとめられたところである。

○一方、入学者のうち3割以上を法学系課程以外の課程出身者又は実務経験者とすることを求めた告示についても、これまでの法科大学院等特別委員会において、以下の改正方針で了解を得られたので、本分科会においても御審議願いたい。

II. 改正方針

(1) 入学者選抜に係る現行制度及び改正の必要性

○法科大学院の入学者選抜については、専門職大学院設置基準第19条において「多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める」ことが求められているほか、入学者の多様性を確保するため、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第3条において、以下の内容が定められている。

専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

（法科大学院の入学者選抜）

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）

（法科大学院の入学者選抜）

第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

○各法科大学院においては、この規定も踏まえて入学者の多様性の確保に取り組んでいるところであるが、平成29年度入学者に占める法学系課程以外の出身者又は実務経験者（以下「純粋未修者又は実務経験者」という。）の割合は約25%となっている。

○純粋未修者や実務経験者の割合は増やすべきではあるが、純粋未修者をはじめ法科大学院志願者が減少する中で、純粋未修者や実務経験者を一定割合以上入学させることについて努力義務を課すのは、入学者の質の確保から適当ではない状況にある。

○ついでには、設置基準において引き続き入学者の多様性を確保する努力義務は課しつつ、3割合以上の純粋未修者又は実務経験者を入学させる努力義務を求めている告示を見直すこととしたい。

(2) 改正内容

④法科大学院の入学者選抜に関する規定の削除

目的：各法科大学院の実情に応じた柔軟な入学者選抜の実施

対応：設置基準において引き続き入学者の多様性を確保することを求めつつ、入学者に占める純粋未修者の割合に関する告示の数値基準を削除

(3) 施行期日

○平成30年4月1日施行の方向で調整。

XII 東京の大学の定員抑制について

地方における若者の修学・就業の促進に向けて
－地方創生に資する大学改革－
地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議最終報告（抜粋）
平成 29 年 12 月 8 日

4. 今後の取組

(2) 東京の大学の定員抑制

① 基本的考え方

- 地方圏のみならず東京圏においても、「学生がどこで何を学ぶか」という学生や親のニーズへの対応、社会経済情勢の変化に対応して「大学がどのような分野の研究教育を推進するか」という大学経営の主体性の確保は必要である。

- 一方で、近年、特に東京 23 区の大学生は増加傾向にあり、また、東京都の大学進学者収容力は、約 200%と他の道府県よりも突出して高く、ここ数年も東京圏の大学の定員増加が続いている。とりわけ、東京圏への転入超過約 12 万人（2016 年）のうち、大学進学時の転入超過は約 7 万人程度と大きな割合を占めており、今後も転入超過が継続しかねない。また、大学進学時の東京転入者は、就職時においても東京残留率が高いことから、20 代の若者の東京圏への転入超過を助長しかねない。

- 今後 18 歳人口が大幅に減少（2017 年の約 120 万人が、2040 年には約 88 万人に減少）する中であって、市場原理に委ねたまま、他の地域と比べて優位性の高い東京 23 区の定員増が進み続けると、さらに東京の大学の収容力の拡大や地域間の大学の偏在が進むとともに、地方大学の中には経営悪化による撤退等が生じ、高等教育の就学機会の格差が拡大していくことになりかねない。仮に、東京都における大学の収容定員・充足率が現状の水準で推移した場合には、東京都以外の道府県の大学において、大幅な定員割れを生じかねない。
さらに、平成 14 年の首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の廃止以降、東京圏周縁地域から大学が撤退し、東京 23 区へ移転する状況が続いており、大学撤退地域の衰退も懸念される。

- 将来の 18 歳人口の大幅減少が見込まれているものの、各大学はそれぞれで部分最適を追求するあまり、東京の大規模・中規模大学においては急激な入学定員の拡大が生じている。地域間の大学定員の収容力の格差が大きい中であって、全国的に見た大学の適正配置（全体最適）や就学機会の格差是正といった観点から、行政が適切に関与することが必要である。

- 以上のような状況を踏まえ、近年学生数の増加が著しい東京都特別区（23区）においては、学部・学科の所在地の移転等も含めて、原則として大学の定員増を認めないこととする。

なお、定員の抑制にあたっては、東京の国際都市化に対応する場合や、若者の東京圏への転入増加につながらない場合のように、真にやむをえない場合は例外扱いとすることは差し支えないと考えられる。

- また、東京23区周縁地域については、補助金やその他の方法によって定員増に関して抑制的な対応を行うべきという意見がある一方で、大学の所在は現存の地方公共団体の行政区画とは入り組んだ関係にあり、論理的に明確な区分けが容易ではないため、周縁地域の定員増の抑制は行うべきではないとの意見があり、引き続き検討が必要である。

② 具体的取組

（抑制の対象とする学校種）

- 抑制の対象とする学校種は、国立・公立・私立の大学（短期大学を含む）とするべきである。
- 大学院については、学術の理論・応用を教授研究し、大学よりもより高度な専門人材を養成し、研究拠点を形成するとともに、東京の国際都市化に対応して、世界のブレン・サーキュレーションを担う人材の養成などに寄与しており、また、自大学の学部からの進学割合が高く、大学と比較して、地方から東京へ若者が流入する割合が低いと考えられることなどから、抑制の例外とするべきである。
- 専門職大学については、原則として抑制の対象とすることも考えられるが、実践的な職業教育を行い、社会人等多様な学生を受け入れる新たな学校種であることから、東京23区においても、社会ニーズへの対応、東京一極集中是正の双方の視点を踏まえつつ、例えば、一定の期間（例えば、5年間程度）、新設を認めることも考えられる。なお、専門職学科については、専門職大学と同様に扱うべきとの意見がある一方で、全体の中でスクラップ・アンド・ビルドを行うなど専門職大学とは異なる取扱いにするべきという意見もあり、引き続き検討が必要である。

（スクラップ・アンド・ビルド）

- 東京23区内に所在する学部・学科の収容定員の総数の増加を伴わない学部・学科の改編等（スクラップ・アンド・ビルド）は東京23区の学生の増加・集中にはつながらないことから、抑制の例外とすべきである。

ヒアリングにおいて、他学部の定員削減により、大学全体の定員を増やさず、教員の配置転換も積極的に進めて新設された滋賀大学のデータサイエンス学部や宇都宮大学の地域デザイン科学部のような事例がある一方で、上智大学の総合グローバル学部の新設時は、教員の配置等の関係から他学部の定員を同時に減少することは困難であるとの意見もあった。

これらのことを踏まえ、新たな学部・学科を新設することに伴い、旧来の学部・学科を廃止する移行期間については、一時的に収容定員の総数が増加することを認めることも考えられる。

- 短期大学から4年制大学に転換する場合や、専門学校が専門職大学・専門職短期大学を設置する場合、大学全体や一部を統合等する場合など、東京23区に所在する高等教育機関がその収容定員を活用して、東京23区に他の高等教育機関を設置する場合は、上記のスクラップ・アンド・ビルドと同様の趣旨で、抑制の例外とすべきである。

ただし、専門学校の定員の管理は大学等の定員管理とその仕組みが異なっているため、制度設計には留意が必要である。

- 一方で、スクラップ・アンド・ビルドの徹底に当たっては、以下の点に留意が必要である。
 - ・単に既存大学の総定員の枠を温存することにならないよう、新学部・学科の設置等に当たっては、その必要性や教育の質が担保されるような仕組みを設けること
 - ・定員削減を行う場合や、学生や社会のニーズを踏まえた学部・学科の見直しを行わない場合の両面から、交付金等の配分の検討を行うこと
 - ・現在は認可事項となっていない学内の学部・学科間の収容定員の振替え、学部・学科の収容定員増を伴わないキャンパス移転等による東京23区の定員増も含めて抑制の対象とすべきであること

(抑制の例外)

- 留学生については、東京が国際都市として発展していくためには、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月閣議決定）や「留学生30万人計画」（平成20年7月）において言及されているように留学生の受け入れ促進が重要であること、また、地方から東京への若者流入にはつながらないことから、抑制の例外とすべきである。

ただし、留学生を抑制の例外とするに当たっては、その定員管理を適切に行う必要があるとともに、教育の質の確保にも配慮することが必要である。

- 社会人については、個々の社会人の資質・能力の向上が必要であり、「経済財政運営と改革の基本方針2017」や「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）において言

及されているリカレント教育等の充実が不可欠であること、また、リカレント教育の推進のためには、職場に近い大都市部にその学びのための場所が必要であるが、職場近くでの学び直しは東京への若者流入にはつながらないことから、抑制の例外とするべきである。

なお、通信教育については、学生が東京 23 区に居住する必要がなく、夜間学部についても、同趣旨の考えから、抑制の例外とするべきである。

- 校舎等の施設又は設備の整備を行うなど必要な投資を行う場合で、既に収容定員増について機関決定を行い、公表している場合は、規制前における大学経営の自主性・主体性を尊重することが必要であることから、抑制の例外とするべきである。

- 一都三県外に所在する大学の学部・学科が東京 23 区にキャンパスを新增設・拡充して、一部の学修を東京 23 区において実施する場合は、例えば、1・2 年生時は東京で履修し、3・4 年生時は地方で履修するような場合は、地方の若者の東京圏への転入増加につながるものとは言えないことから、抑制の対象外とするべきである。

なお、東京 23 区に所在する大学の学部・学科が一都三県外にサテライトキャンパスを新增設・拡充し、学部・学科全体としては収容定員が増加する場合（一部の学修を地方において実施する場合は、地方キャンパスで一部の学生が履修することにより、東京 23 区で履修する学生数が増加せず、また地方での就学機会の増加に資するものであることから、抑制の例外とするべきである。

- 形式基準で例外措置を付け加えていくのではなく、社会人や留学生、専門職大学等の取扱いを含め、新增設の必要性和合理性を判断する第三者機関を設け対応していくべきであるという意見がある一方で、これ以上例外事項が増えることで抑制が骨抜きにならないようにすべきとの意見や社会の情勢の変化により、必要性・合理性のある類型が出てくれば、必要性が生じた時点で制度を改正する方式がよいとの意見もあり、第三者機関の設置については、引き続き検討が必要である。

- 抑制の期間については、期間を切らずに行うべきであるとの意見がある一方で、23 区内の大学の定員増に対する規制は謙抑的内容の一時的措置とすべきであるという意見もあり、引き続き検討が必要である。